

## 令和 5 年度 事業 計画

### I. 会議 関係

会 議 名	開催予定回数	開 催 予 定 月
理 事 会	2 回	6 月・2 月
評 議 員 会	2 回	6 月・2 月
監 事 会	1 回	5 月

### II. 事業 関係

#### 1 給水装置工事主任技術者国家試験実施事業

##### 1) 令和 5 年度給水装置工事主任技術者試験

水道法に基づき厚生労働大臣より指定された指定試験機関として、給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務を以下のとおり行う。

##### (1) 試験委員会等

試験事務のうち、試験問題の作成及び合否判定等、給水装置工事主任技術者免状の交付を受ける者として必要な知識を有するかどうかの判定に関して、次表のとおり試験委員会等を開催して公正な試験運営を図る。

また、令和 4 年度より広域の災害や交通障害等により一部の地区で試験が実施できなかった場合に備えて、同じ年度中に再試験ができるよう試験問題を作成している。再試験問題は、令和 4 年度に半分の問題を作成しており、令和 5 年度においては、幹事委員会を例年より 3 回増やし、残りの半分の問題を作成する。その後も適宜、本試験問題に活用したり、他の問題と入れ替えたりしながら、再試験問題数を確保していく。

委員会名	開催予定回数	開催予定月
給水装置工事主任技術者 試験委員会	2 回	5 月・1 1 月
同 上 幹事委員会	6 回	7 月・1 1 月
同 上 選定委員会	1 回	8 月

##### (2) 令和 5 年度給水装置工事主任技術者試験の実施

- ① 試験予定日 令和 5 年 1 0 月 2 2 日(日)
- ② 試験予定地 全国 8 地区、1 1 試験地  
[北海道、東北、関東(4 試験地)、中部、関西、

中国四国、九州、沖縄]

③ 受験予定者数 13,600名（前年度計画13,800名）

試験会場運營業務については、経費の削減を図るため、比較的受験者数の少ない3地区3試験地（北海道・関東の1試験地・沖縄）を直営により実施する。

令和4年度までの給水装置工事主任技術者の受験手数料の払込みは、郵便振替のみで実施してきた。令和5年度から受験者の利便性向上のため、申込システムを改修し、クレジットカード決済等の支払い方法を追加する。

#### 《喫煙防止対策・無断駐車対策》

試験会場の喫煙防止対策及び周辺の商業施設への無断駐車対策は、引き続き行うこととする。喫煙防止については、受験票に禁煙厳守を明記するとともに、過去に苦情が寄せられた会場については、試験日に警備員を増強して巡視するなど、禁煙防止指導の徹底を図る。

無断駐車防止対策については、過去に苦情が寄せられた会場の受験者の受験票に無断駐車厳禁を明記するとともに、周辺の商業施設へ警備員を配置する等の対策を実施する。

#### 《新型コロナウイルス感染対策》

令和5年度においても、新型コロナウイルス感染状況に応じて必要な感染対策を講じて試験を実施する。

具体的には、政府や自治体の対応方針に従って、受験者に対して予め郵送する受験票等に、体調管理や受験日のマスク着用の徹底とともに、発熱・体調不良の場合には受験を見合わせることを呼びかける。試験会場では、受験者及び試験スタッフ全員の検温、アルコール消毒及び窓・扉の開放による換気を実施する。

### 2) 給水装置工事主任技術者免状交付委託の受託

給水装置工事主任技術者免状交付事務については、給水装置工事主任技術者試験に関連する業務として、厚生労働省から受託する予定である。

## 2 給水装置工事主任技術者研修等事業

### 1) 給水装置工事主任技術者研修事業

令和元年10月1日に施行された改正水道法により、指定給水装置工事事業者の5年の更新制度が導入され、水道事業者は、その指定更新にあたって給水装置工事主任技術者の研修受講状況を確認することになった。

当財団では、給水装置工事主任技術者に対する研修として、令和元年度よ

りWebを利用した学習成果判定手法を含むeラーニング研修、及び公益社団法人日本水道協会（以下、「日水協」）に後援をいただき、全国管工事業協同組合連合会（以下、「全管連」）の協力のもと各都道府県で行う現地研修会を実施している。

令和5年度においても、eラーニング研修及び現地研修会を実施するとともに、研修事業の周知広報や関係機関への働きかけを行って受講者の拡大に努める。

#### 《新型コロナウイルス感染対策》

令和5年度においても新型コロナウイルス感染状況によっては、現地研修会の開催に影響を受けるおそれがあるが、現地関係者と協議の上、開催する場合には十分な感染防止対策を講じる。

感染対策としては、受講者に対して、予め郵送する受講票に発熱・体調不良による受講見合わせ、マスク着用の徹底を呼びかけるとともに、研修当日に提出して頂く健康状態申告書を配付する。会場では、検温、アルコール消毒、ソーシャルディスタンスを確保した座席配列及び窓の開放による換気を実施する。

#### （1）給水装置工事主任技術者研修

##### ① eラーニング研修

・受講予定者数 1,680名（前年度計画1,920名）

##### ② 現地研修

・受講予定者数 780名（前年度計画1,410名）

#### 2) 給水装置工事主任技術者証発行事業

給水装置工事主任技術者には、希望に応じて、携帯用顔写真入りの主任技術者証を有償で発行する。

なお、令和元年7月から、主任技術者証の有効期間を5年とし、試験合格から5年未満であること、又は、財団で実施する給水装置工事主任技術者研修を受講したことを主任技術者証の発行条件としている。

・発行予定者数 3,820名（前年度計画 6,172名）

#### 3 給水装置工事配管技能者養成事業

##### 1) 給水装置工事配管技能検定会事業

水道法施行規則第36条第2号に定める「適切に作業を行うことができる技能を有する者」を養成することを目的とし、「給水装置工事配管技能検定会」を実施している。

令和5年度においても、日水協及び全管連に後援をいただき、協力を得て

実施する。

また、配管技能検定会を開催していない地域で、主任技術者現地研修会を開催する時には、共催する全管連の支部に新規に給水装置工事配管技能検定会を開催していただけるよう働きかけを行う。

#### 《新型コロナウイルス感染対策》

令和5年度も新型コロナウイルスの感染状況によっては、配管技能検定会の開催に影響を受けるおそれがあるが、現地関係者と協議の上、開催する場合には十分な感染対策を講じる。

感染対策としては、受検者に対して予め郵送する受検票に発熱・体調不良による受検見合わせ、マスク着用の徹底を呼びかけるとともに、検定当日提出して頂く健康状態申告書を配付する。会場では、検温、アルコール消毒、ソーシャルディスタンスを確保した作業配置を行う。

#### (1) 給水装置工事配管技能検定会の実施予定

・受検予定者数 計 1, 210名 (前年度計画1, 230名)

##### ① 全国標準検定

給水装置工事について2年以上の実務経験を有する者を対象として、配水管の分岐穿孔と3管種の給水管の切断・接合・組立に関する検定を行う。

なお、指定の資格（職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士、同法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者等）を取得している場合は、実技課程における3管種の給水管の切断・接合・組立が免除される。

・受検予定者数 計 1, 210名 (前年度計画1, 210名)

##### ② ポリエチレン管検定（青ポリ配水管）

青ポリ管の給水装置工事に対応ができる配管技能者を養成するため、全国標準検定合格者を受験資格としてポリエチレン管検定を行ってきたが、令和5年度は受験希望者が見込まれないことから、実施を見合わせることにする。

・受検予定者数 (前年度計画 20名)

給水装置工事配管技能検定会の合格者全員に対して、「給水装置工事配管技能者証」を発行する。

・発行予定者数 計 1, 029名 (前年度計画1, 046名)

## (2) 給水装置工事配管技能者証の発行

(1) の新規合格者への給水装置工事配管技能者証の発行に加えて、既に検定に合格している有資格者及び認定資格者の希望に応じて、技能者証を発行する。

・発行予定者数 計 5,080名 (前年度計画5,270名)

### ① 給水装置工事配管技能検定合格者 (合格者)

既に検定に合格している有資格者からの給水装置工事配管技能者証の新規発行(新規は、平成28年度以前の合格者)、有効期限満了による更新又は再発行の希望に応じて、同技能者証を有償発行する。

・発行予定者数 計 2,940名 (前年度計画2,560名)

### ② 給水装置工事配管技能資格者 (認定者)

水道事業者等が付与した資格であって、給水装置工事配管技能者認定協議会(平成25年3月解散、その後の事務は当財団が引き継ぐ)が認定した資格に該当する有資格者からの給水装置工事配管技能者証の新規発行、有効期限満了による更新又は再発行の希望に応じて、同技能者証を有償発行する。

・発行予定者数 計 2,140名 (前年度計画2,710名)

## 4 給水装置工事に係る技術の開発、調査及び研究並びに普及啓発事業

### 1) 調査・研究助成事業

#### (1) 研究助成事業

給水装置工事技術の開発普及等を目的とし、新たな技術提案に対して研究者又は団体を対象に調査研究費の助成を行うもので、令和5年3月中に公募を実施する。提出された案件を、外部の有識者で構成する調査研究課題選考委員会の審査を経て、理事会において助成対象者及び助成額を決定し、対象者に助成を行う。

#### (2) 調査事業「給水装置工事のデジタル化調査」

現行の給水装置工事の申請手続きや施工管理等では、多くの煩雑な業務が求められている。そのため、業務の簡素化・迅速化や業務量の軽減を目指して、申請手続き、施工管理や台帳作成作業等のデジタル化を進める必要がある。

令和5年度も引き続き厚生労働省から調査を受託して行う予定で、これまでに実施した水道の広域連携、デジタル化を進めている地域の水道

事業体や管工事組合の成功事例、ニーズ等の収集情報をもとに、現状の課題などを整理するとともに、デジタル化実現に向けた対応策等を検討する。併せて、給水装置工事のデジタル化に関心を持つ企業等の関係者による勉強会を開催し、情報や意見を集約して上述の検討に反映させる。

## 2) 普及啓発事業

### (1) 機関誌「きゅうすい工事」の発行事業

- ・発行回数 2回（令和5年7月、令和6年1月）
- ・発行部数 3,400部/回

令和5年度も、引き続き給水装置工事の現場で役に立つ情報提供を行うとともに、広告掲載企業への継続依頼と新規追加のためにPR活動を適時実施し、機関誌の認知度の向上を目指す。

### (2) 給水装置工事に関する参考図書が発行事業

- ①給水装置工事技術指針2020（令和2年4月発行）
- ②給水装置の事故事例に学ぶ（平成23年8月発行）
- ③東日本大震災給水装置被害状況調査報告書（平成28年9月発行）

現在、図書購入受付方法については、FAXの送受信などにより手続きを行っている。そこで、デジタル化を導入した効率的な方法の導入を検討する。

### (3) 給水装置普及啓発講演事業等

日水協の地方支部及びブロック協議会等による研修、講演会に積極的に講師を派遣して、地震による給水装置被害報告、給水工事事故事例、給水装置の基礎知識等に関する講演を行い、給水装置及びその工事の最新技術の普及啓発活動を行う。

## 5 国際技術協力事業

当財団は、給水装置工事に係る国際技術協力事業として、平成27年度から日水協が独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」）より受託し実施しているJICA課題別研修に職員を講師として派遣しているところである。

なお、令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染拡大に伴いJICA課題別研修が行われなかったことや、研修を縮小して行ったことにより講師の派遣依頼はなかったが、今後もJICA等を通じて講師派遣を含め積極的に国際技術協力に参画する。

## 6 財団業務のデジタル化

政府は、令和3年9月にデジタル庁を設置し、同年12月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定し、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明らかにした。

このことを受け、当財団においても政府の方針に沿って、従来押印を求めている手続き等について、順次押印を不要とするよう様式等を改定するとともに、財団の業務全体についても、業務・手続きの簡素化、迅速化を図るため、財政状況を勘案しながら順次デジタル化を進めていく。